

令和元年 9 月 11 日

お客様各位

君津信用組合

きみしん災害対策緊急融資制度のご案内

この度の台風 15 号により、被害を受けられた皆様には心よりお見舞い申し上げます。

君津信用組合では被災された皆様の事業基盤、生活基盤の復旧を支援するため、災害復旧特別融資の取り扱いを開始いたします。被災された皆様の 1 日も早い復旧のため、お近くの当組合営業店窓口、営業担当へご相談下さい。

商品名	きみしん災害対策緊急融資
ご利用頂ける方	当組合の営業エリア（市原市・袖ヶ浦市・木更津市・君津市・富津市・鋸南町・南房総市・館山市）に事業基盤や住居がある方で、台風 15 号により被災したお客様
お使いみち	事業や生活の復興に必要な資金
ご融資金額	10 万円以上
ご融資期間	運転資金 5 年以内 ・ 設備資金 10 年以内 上記返済期間とは別に 3 年以内の元金据置期間を設定可能
ご融資利率	当組合所定の利率
連帯保証人	（原則）法人のお客様は代表者様、個人のお客様は親族 1 名
担保	必要に応じて担保の提供をお願いすることがあります。
その他	1 日も早い復旧を最優先する為、罹災証明・被災証明は必要ありません。

※上記の商品のお申し込み際には、当組合所定の審査をさせていただきます。審査結果によっては、ご希望に添いかねる場合もございますので、ご了承ください。なお、上記の支援融資のほか、既存のお借り入れのご返済に関しましてもご相談を承っております。